

# 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 12 号

2010 年 5 月 6 日発行

〔事務局〕〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室

〔編集〕 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

☎03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp> (近日開設)

## 《2010 年全国集会》講演

### ともに生き、ともに生かしあう世界を求めて

——定住者と移住者の合作による平和的共存権の確立

#### ●武者小路公秀 (元・国連大学副学長)

ただいま紹介いただきました、武者小路です。「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者 1・30 集会という、大事な集会の講演を仰せつかったことを光栄に思っていますし、緊張しております。

私は「ともに生き、ともに生かしあう世界を求めて」ということについてお話しするようになつて、そのようにお引き受けいたしました。私は、「ともに生き、ともに生かしあう」ということは「定住者と移住者の合作による平和的生存権の確立」ということに尽きるのではないかと、定住者と移住者がどういうふうになるのか、働くのか、という問題を、平和的生存権という日本国憲法前文にある考え方をもとに、問題提起をさせていただきたいと思っております。

「ともに生き、ともに生かしあう世界」を今こそ作られなければならないということは、ちょっとひねくれた考え方です。けれども、要するに、共に生きることができない、共に生かしあうことができないという現実が私たちを取り巻いている。それが、グローバル化時代というものの大きな悪い特徴では

ないか、ということでもあります。

＊ ＊

すでに 100 年前から、韓国・朝鮮から日本に移住された方がたくさんいらっしゃいます。グローバル化というのは、ある意味では、植民地主義というものからだんだんと出てきたものです。その一つの大きな節目が、100 年前のいわゆる「日韓併合」です。日本が韓国を軍事力の圧力のもとで帝国主義的な支配をすることから始まりました。その時に日本に移り住んで来られた方々、移り住まざるを得ない状況に置かれた方々に対して、日本人として謝罪を申し上げたいと思っております。

在日韓国・朝鮮人のみなさまが、ある意味では、イスラエルの歴史の中のディアスポラと同じような立場に立ったこと。つまり、ローマ帝国がイスラエルを植民地支配し、そこから散り散りばらばらに移り住む中で、ローマ帝国の真ん中に向かって移り住む、ということを含めてのディアスポラがありました。そして 100 年前、グローバル化の流れの中で、在日韓国・朝鮮人の皆様も、一番初めに苦難の道をお歩きになったわけです。

その後、世界的な南から北へという大量の移住者の時代というものが、20～30年前から起こっているわけでありませう。

大量移民の時代ということとは、ただ交通が便利になったとかということでは全くなく、むしろ大量に移住することは、それをせざるを得ない経済的その他いろいろの苦しい状況があるために、移住が増えてきている。しかもその移住は、自分の住んでいる故郷で平和に生きようと思っても、それができないという状況のもとでの移住です。そして移住をした先で平和に生きることができるとしてやってきたのに、そこでもまた平和に生きることができない状況が重なっている。そういう問題が、植民地化 100 年の前から起こっているグローバル化の状況だと思えます。

＊ ＊

一番初めに申し上げましたように、平和に生きる権利、平和に生存する権利ということを中心に考えることが、「ともに生き、ともに生かしあう世界」をつくる時に、一番大事なことではないかと思えます。

日本国憲法の前文にあります平和に生存する権利、恐怖と欠乏を免れて平和に生きる権利は、しばしば平和主義の一つの考え方といわれています。それは間違いではありませんが、平和主義などという問題では全くないというのが私の確信です。

日本国憲法の前文で、我々日本人民は自分たちの国が犯した罪を悔い改める、そういうことを述べています。その悔い改めるという意味で、今まで日本の国家が、まわりの国々で平和に生活してきた方々の平和に生きる権利を侵してしまったことを申し訳なく思う。これからはもうこんなことをしません。そういう意味で、平和に生きる権利を主張しています。つまり、植民地主義、帝国主義、侵略主義、そういうことをしないという意味で平和に生きようということになっています。

しかも、平和に生存する権利というものは、ただ恐怖を免れるのではなく、欠乏を免れるということなんです。つまり、経済的な側面での搾取とか支配とかも含んで、そういうこともやらないと言ったわけです。しかし、第二次大戦に負けた日本は、軍事的な侵略は今までしていないと思えますが、経済的な侵略はかなりしているという問題が、まだ残っていま

す。そういう意味で、平和に生きる権利を大事にする必要があると思えます。

この平和に生きる権利ということを考える場合、いま在日韓国・朝鮮人の方々の他に、中国、ブラジル、あるいはフィリピン、その他多くの外国の方々が日本に移り住んでいらっしゃるわけですが、その移り住んでいることの背後には、いろいろな北と南との間の貧富の格差、あるいは南の中の貧富の格差、北の中の貧富の格差、そういうものが色々くみ合わさっているという問題があって、それが平和に生きる権利を奪っています。

いろいろな事情で日本にいらしている方々のことを、十把一絡げにははいけないのですが、しかし多くの場合、移住をしていらっしゃる方たちは、もしもできることならば自分の生まれ育った所で平和に暮らしたいと思っておられた方が、たとえば自分の家族、自分の親が病気にかかったりした時にお金が足りない、お金を作るためにはやはり移住をしたほうが良いということで、移住をなさっている方がかなりたくさんいらっしゃる。

移住者とただ仲良くすればいいということではなく、移住の裏にある経済的な格差ということを考える必要があります。そして格差の中で、移住によって南北関係がますます悪化しているということも、認める必要があると思えます。

メキシコの社会学者のゴンザレスさんが、メキシコからアメリカに移住した人たちを研究して言っていることですが、これは、アジアあるいはブラジル・ペルーから日本に移住されている方々についても成り立つと思うのです。移住をされた方たちは、みなさん一生懸命、国にお金を仕送りしているということがあります。これは例にすぎませんが、フィリピン経済のかなり大きな部分は、日本をはじめ世界中に移住していらっしゃるフィリピンの移住者の方々のお金が入ってきて、そのお陰でフィリピン経済が成り立っています。もしその仕送りが無ければ経済がめちゃくちゃになってしまう。そしてそれは、国のレベルだけでなく、個人の家庭においても仕送りがなければとても生きていけない。それは過剰搾取であると、ゴンザレスさんは言っています。つまり、仕送りが無ければ、貧しくて一家離散になってしまうところを、仕送りがあるお陰でなんとかもって

る。

ということは、国からも、あるいは企業からもっとお金をもらう、正当な給料をもらう必要がある。しかし、移住者たちは低賃金で使われている。そこに過剰搾取が起こっている、ということです。

そのことを考えますと、私たちはただ「ともに生き、ともに生かしあう」という気持ちの問題ではなく、それができるような、南と北の間の経済関係を正していく必要があるということも考える必要があります。南と北との経済格差というものをこのままにしておいて、平気で中国人の低賃金労働を利用して日本の経済を支えてもらっている。東南アジアでもそうです。日本経済はそういう過剰搾取の上に乗っかっているという側面があるとするならば、私たちは平和に生きる権利を、中国や東南アジアの人びとにちゃんと保障していないということです。

そういう意味で、平和に生存する権利を確立するためには、平和に生きることができるような世界を、日本の中だけでなく日本のまわりのいろいろな国々でもつくる。つまり、仕方なしに移住することをしなくてもすむように、日本のまわりの国々における平和に生きる権利を、日本との経済関係の中でつくり出していく必要があると思います。

＊＊

同時に、逆のことも申し上げなければいけません。私は、いま名古屋でフィリピンの方たちがつくっている団体とおつきあいをしています。そこで非常に学ぶことがありましたのは、フィリピンから日本に、ある場合には人身売買という形で連れて来られた方たちも、ある場合には日本人の夫に家庭内暴力を受けた方たちも、一生懸命自分たちの生活を築くためにやっています。その中でみなさんは、自分たちだけのことをやっているのではなく、自分たちの親元に仕送りをし、さらに国元、自分たちが生まれ育った村とか町に、台風で大変だった所に衣服を送るとか、そういうことを一生懸命やっておられる。

つまり、経済的には過剰搾取ということになりまじすけれども、しかし個人的には、その中で何とかみんな一緒に生きようとしています。日本で生きることさえ大変なんですけれども、それだけでなく自分の国元の親兄弟だけでなく、まわりの人たちのこともずっと考えている。これはもちろん、フィリピン

の方々だけでなく、韓国から日本に来ている方々にも、そういう関係があると思います。

そういうことで、移住をする方たちは、ただどこからどこへ移住したということでは決してなく、同時に二つの所に定住している。移住者たちの心は、自分たちが生まれた所にあるわけです。フィリピンならフィリピンを、ブラジルならブラジルを「さよなら」して来ているのではなくて、心はいつもそちらのほうにあるわけで、そういう意味で移住者というのは二つの場所、あるいは場合によっては三つの場所に一緒に住んでいる方たちである。つまり、定住者は一つの所に定住していますけれども、移住者はそうではなく、いろいろな所に自分たちの心を残して、場合によっては一時的に帰って行くとか、そういう形での交流というものがあります。

そういう意味で、定住をしている私たちと、移住をしてこられた方々との間の付き合いというものは、南北間の関係、あるいは植民地化をした日本と、された韓国・朝鮮、その間を結びつけています。

先ほど読まれましたエフェソの信徒へのパウロの書簡（エフェソ2：14～22）にありますように、移住者の方たちは、じつは最もキリストに近い、つまり結びつける役割というものを持っている方々だと言えるのではないかと思います。

＊＊

キリスト教的な立場についてお話しする前に、日本の中のことについて、日本的な考え方について、まず申し上げたいと思います。

いま（会場の）外で、いろいろなことを言っておられる方が、「日の丸」と「バチカン市国の旗」を立てておられます。そのことについて私は、日本人としても、またローマカトリック教会に所属するキリスト信仰を持っているという立場から、やはり真剣に考えなければならないと思っています。あの人たちは非常に「善意」をもって、日本というものを愛しています。日本という国は日本人だけが住んでいる国である、日本人はみんな均質の日本人であるということを誇りにし、そして和をもって尊しとなすということで、みんな仲良く一生懸命やってきている、そこに外国人が入ってきて、その和を駄目にしていていると考えているのでしょう。それで旗を仕立てて来ていると思います。

これは、私に言わせれば、「和」ということの意味に対する全くの誤解だと思います。

みんな同じだから和だという話は、江戸時代につくられました。植民地支配の恐れがあるということで、日本が鎖国をした時にできた考えで、その前からあった和、本来の和、そして日本の旗を押し立ててきている方たちがおそらく尊敬しておられる聖徳太子が和ということを使ったときの和、その和を、私たちとあの人たちとは違った解釈をしているということです。つまり江戸時代に出てきた考え方は、日本人は日本人だけで固まって、外からの圧力、キリシタン・バテレンの圧力、植民地支配に対して日本人だけで固まるために和ということを使っていた。それはそれで一つの理屈がありますが、本来の日本の和、聖徳太子が言った和は全くそういうものではありません。

聖徳太子の時代の日本は、縄文時代からの縄文人もいましたし、それから中国から入ってきた方たちもいましたし、朝鮮から入ってきた人たち、ポリネシアのほうから琉球列島を伝ってやってきた人たちもいました。違う言葉をしゃべり、違う文化を持った人たちがたくさんいて、その中でみんな仲良くしなくちゃいけない。「ともに生き、ともに生かしあう」ことが大事だというために、和という中国の言葉を使ったのです。詳しいことは申し上げませんが、中国の哲学の本に書いてある和というのは、違った者が仲良くするという意味であって、同じだから和ということとは絶対ありえないのです。そこで、和ということをもとにして、日本の歴史が進んで来たんです。

ところが、その中で和をはき違えてしまった鎖国の後で、日本は、日本人が結束しました。そして日本が植民地化されないためにひどいことをした。日本が韓国をはじめまわりの国々を植民地化・侵略化していった。自分が植民地化されないために自分のほうが先に植民地化するという、泥棒されないために、自分のほうが先に泥棒するというひどいことをやった。

＊ ＊

この問題を考える場合に、「定住者と移住者の合作・協力」という問題が起きてきます。移住者を外国人と限らないで、日本の中で定住者と移住者がど

ういうふうにつき合ってきたのかということです。

これは柳田国男という民俗学者が言っていることの受け売りですけれども、江戸時代から明治・大正にかけて日本が近代化をしていく、その原動力をなしたのは、定住者と移住者がともに協力をしたことによって、日本はだんだんと近代化してきたんだという話です。

ここで詳しい話をする時間はありませんけれども、日本列島にいろいろな村があったわけですが、村の中に住んでいる人たちは外のことを全然知らない。外の人たちとの交渉もあまりなかった。だけど、そこに漂泊者という人たちが入ってくる。たとえば薬売りという越中から薬を売りにくる人とか、あるいは巡礼をする人たちとか、あるいはお祭りの時にいろいろな芸をする人たち、そういう人たちが外から入ってくると、いま世の中はこういうふうになっていますよ、黒船が来てどうしてこうしてという話を、そういう人たちが持ってくる。要するに、漂泊者と、村に住み着いている人たちが話し合いができるところに、新しい考え方が生まれて、そこから日本が近代化することができるエネルギーが出てきたというのです。

鶴見和子さんが柳田国男のこの考え方を応用しまして、日本のいろいろな運動というものが、定住者と外からやってきた人たちとの協力によってできているということを言っています。

定住者と移住者とのつながりというのは、そういう意味で日本の昔からあります和という考え方の一番基本になっています。つまり、日本に昔から住んでいた縄文時代からの人びと、それから外からやってきた人びとが仲良く暮らすという中で、日本が作られてきたのだ、と考えることができると思います。

今もそれが続いていて、そういう日本が本当に和というものを大事にして、多文化共生、多民族の共生ということをやっていく。それをやっていくために外国人住民基本法を作ろうと。そういう基本法を作ることは人権の問題でもありますけれども、それ以前に、日本が昔から持っていた和という考え方を実現するのだったら、外国人住民基本法を作ることが一番いいんだと、そうすることによって日本が、外から来た人と中で暮らしている人との間がつなが

るんだと、そういうふうに考えていいのだと思います。

日本の中からの問題として、特にいま大事なこととして申し上げたいのは、定住者が移住者を迎え入れて和の世界をつくる、多文化共生の世界をつくる、そういう考え方がじつは日本にずっとあった。そのことを理解されていない方が、日の丸とパチカン旗を掲げて来ておられる。

私が言いたいのは、本当に日本を愛するのであれば、日本がいろいろな民族によって構成されているということを誇りにし、そのために外国人住民基本法をつくるということに参加していただくことが必要だと思います。

だいたい、パチカン市国の旗を立てて、ローマカトリック教会の信者が参加しておられることは、とてもおかしい。なぜかと言うと、ローマカトリック教会は、日本における諸教会の中で最も外国人の信者がいる。そういう意味では、多文化的な教会でありまして、そのことをむしろ誇りに考えるべきであろうと思うのです。

＊＊

もう少しキリスト教の立場から考えていきたいとします。先ほど読まれました、パウロのエフェソの信徒に対する手紙に書いてあることを考えます場合に、私たちは神学の問題ではなく、歴史の問題として考える必要があると思います。歴史的に考えます場合、キリスト教はユダヤ教から見ると異端として生まれました。その異端はどこに広まったかと言うと、イスラエルの中ではなく、むしろディアスポラの、いろいろな所に散り散りばらばらになっていたユダヤ人の間にキリスト教が広まったわけです。エフェソの信徒もおそらく大部分は、このエフェソという中央アジアのギリシャ文化の支配している街に住んでいる移住者であるユダヤ人たちの間でキリストを信仰するようになった人たちです。その人たちに、パウロは手紙を送っているのです。十字架によって神と和解させ、十字架によって敵意を滅ぼされ、両方の者が一つの霊に結ばれて御父に近づくことができる、と。両方の人びとというのは、要するに移住者と定住者です。つまり、移住者というのはユダヤから移住して来たディアスポラの人たちであり、エフェソに昔から住んでいた定住者。その間の

一致がキリストの十字架によって実現する。そういう移住者と定住者の関係という中で、エフェソの信徒にパウロが書かれた、と考えることができるのではないかと思います。

そういうふうに考えますと、定住者と移住者との交流は、定住者が他者を排除したり危険視したりしたら成り立たない。それをしないことが、キリストの平和の一番基礎にあると思います。

今日の日本では、日本人は均質であるという暗黙の了解が成り立っているからできる和というものがあるように思います。よそ者が入ってくると、これは侵入して来た危険な人たちだと考える傾向があって、そこに人種主義的な日本の民主主義が横行しています。しかし先ほど言ったように、本来の和というものは、多様性を前提にしている。だから、単一民族であるとか均質な民族であるとかは、まったく日本の人種主義に過ぎない。それはいけないんだという反省のもとに、日本国憲法の前文に平和に生きる権利ということが言われている。そのことをやはり大事にしなければいけない。

しかも移住者は、南北の定住者を結びあわせて、そこにみんな平等のアイデンティティーを持った共同体を作るということをやっている。たとえば先ほど話したフィリピン女性たちが、自分の国元の人たちのことを非常に心配して、国元の人たちが貧困とか経済的な困難を乗り越えられるように、少しでも何とかしていこうという役割を果たしている。

そういう意味で、移住者ということを考える時に、ただ移住者の権利だけを考えるのではなくて、移住者というものは預言的な意味を持っている。それがディアスポラ、ユダヤから離散していろいろな所に暮らしている、その人たちが福音（よきおとずれ）、信仰というものを受け入れて、ある意味ではローマ世界を作り替える。その基になったのは移住者たちだったのです。

同じように、フィリピンの方たちに限らず、ブラジルや中国から来ている人たちも、自分たちの国元を一生懸命変えたいという思いがあります。

その場合に、日本みたいになればいいという考えがあって、本当に日本みたいになっていいのかという問題があるのですけれども、みんなで世直しをする時に、私たち定住者はいろいろなことを教えても

らうことができる。おそらくエフェソの信徒たちが、まわりにいたローマ帝国のギリシャ系の方たちにいろいろなことを教えていた。それと同じように、定住者のほうがうまく生きていて、移住者はいじめられている、そのいじめられている所だけを見るのではなく、彼らにいろいろなことを学ぶ必要があるということを、申し上げたいと思います。

移住者の中には、市民社会からのけ者にされている方たちが沢山いらっしゃる。そして一番ひどい場合には、いわゆる「非合法」ということで、国の立場からは犯罪者にされている人たちも沢山おられる。そういう人たちは、実を言うと、私たち普通の日本の市民が全然気がついていない色々な問題に気がついているということがあります。

そういう意味で、みんなが平和に生きる権利がある社会にしようとするのであれば、やはり定住者だけで固まっては何もできない。移住者と一緒に話し合ったり、移住者が見ているそのまなざし、その目線でものを見ることができないと、じつは日本の本当の姿は見るることができない。

もちろん日本の中でも、部落民の方たちとか、そういう外に押しやられている人たちも、日本というものがどんな問題を持っているか、よく分かってい

る。そういう人たちとも、そして外の人たちとも一緒に考える。そういう新しい社会契約、神との契約の中での人間同士の契約というものを結んでいくことが、キリスト者にとってとても大事ではないかと思えます。

外国人住民基本法の制定を求めるということは、ただ法律的に求めるだけでなく、それをしないと日本はみんなが本当に平和に生きることができる社会をつくることにならない。だから、外国人の住民、つまり移住者の基本的な権利を認めることで、定住者と移住者が一緒になって「生かしあい、生かされあう」「ともに生き、ともに生かしあう」、そういう世界をつくることができるようにしていく必要があると思えます。

私が申し上げたいことをうまくお伝えできないもどかしさがありますが、要するに、定住者だけで問題が解決できるのではなく、移住者と話し合うなかから、新しい日本が生まれるのだとということを提起させていただくことで、私の講演を閉じさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

●文責＝編集部

## 《移住民の神学》リレー説教 神様のお造りになった命

招詞：ガラテヤの信徒の手紙 2 章 11～12 節  
聖書箇所：使徒言行録 15 章 1～21 節

●韓 守 賢

(ハン・スヒョン／日本基督教団早稲田教会副牧師)

### 1.

今週も、皆様とご一緒に聖書を読み、祈れることを心から感謝します。

最初にまず、小話を一つします。「犬の小話」です。

昔、ある教会の牧師が一匹の犬を飼っていました。

礼拝の時にいつも騒ぐので、礼拝中はいつもその犬

を柱に縛っていたそうです。そうして、その教会では、礼拝の前には犬を柱に縛るのが習慣になりました。やがてその牧師は死にましたが、残された教会員はやはり礼拝の前にはその犬を柱に縛り付けていました。

時は流れ、今度は、とうとう、その犬が死んでし

まいりました。そうすると、何と驚いたことに、残された教会員は、別の代わりの犬を見つけてきて、柱に縛り付けてから礼拝をするようになりました。

これが「犬の小話」です。面白かったですでしょうか？

ある一つの事柄が長い間、大切に守られてきました。しかし、時代が変わり、人が変わり、新しい状況を迎える中で、その事柄の元々の意味が忘れさられてしまうということはよくあることです。

今日の聖書本文は、イエスが死んだ後、弟子たちが新しい状況を目の前にして、迷っている状況を表しています。ユダヤ人以外の異邦人への伝道という新しい状況を前にして、イエスの弟子たちは、意見の一致を見ることができずにいます。モーセの律法は廃止すべきなののでしょうか？ それとも、異邦人にも守らせるべきなののでしょうか？

新しい状況、想定外の状況を前にして迷うのは、エルサレム会議に出席しているイエスの弟子たちだけではなく、2000年後の現代を生きる私たちも同じなのかもしれません。もしかしたら、私たちも、冒頭にお話しした「犬の小話」に出てくる残された教会員のように、本当に大切にすべきこと、価値とは何かを新しい状況に合わせて考えようとせずに、言い伝えられたことをそのまま守っていることがあるかもしれません。そのように考えると、今日の聖書本文で「救われるためには、異邦人も、モーセの慣習に従って、割礼を受けなければならない」と主張した人たちを、私たちは単純に批判することはできないように思います。

それまで考えもしなかった新しい状況が起こってくるとき、今まで大切にしてきたことは、もう大切にしなくても良いのでしょうか？ もし、大切にすべきだとすれば、新しい状況の中で、どのようなやり方で大切にすればよいのでしょうか？ 私たちは、迷いながらも逃げずに、選択をしなければなりません。未来が不透明に見えても、混乱よりも新しい出来事の創造を信じて、一つの選択をするしかないのではないかと私はそう信じています。だとすれば、そのような岐路を前にして、私たちは何を大切な判断基準とすることができるのでしょうか？

聖書を読みながら一緒に考えてみたいと思います。

## 2.

### <エルサレム使徒会議のテーマ>

今日の聖書本文、使徒言行録 15 章には、「エルサレムの使徒会議」という小見出しがつけられています。十字架上でイエスの死後、20 年くらい経った頃の話と言われています。では、エルサレム会議では、何が問題となったのでしょうか？ それは、「異邦人が救われるためには、モーセの律法に従って、割礼を受けなければいけないのか？」ということでした。

私たちが生きている現代は、イエスの十字架上の死から、20 年どころか、すでに、2000 年もの時間経っています。その間、キリスト教の形も少しずつ変わってきました。宗教改革者、マルティン・ルターから始まるプロテスタント教会の流れに属する私たちは、救われるために信仰以外の何か、プラスαが必要だとは信じていません。そのような視点から今日の聖書本文を読むなら、「救われるためには、割礼が必要である」と主張した人たちは、どうでもいいことにこだわる愚かな人たちのようにも思えます。本質を見抜けない人たち、異邦人の抱える痛みや救いについて想像力が働かない人たちのように思えてきます。

しかし一方で、このようにも考えます。2000 年という時間の隔たりを持つ過去の人たちを、単純かつ一方的に裁くのは、フェアではないのではないかと？ 自分の意見とは違っていても、少なくとも、「2000 年前に、なぜ、あの人たちは、異邦人が救われるためには割礼が必要であると主張しなければならなかったのか？」と、想像力を働かせるべきではないでしょうか？

### <律法の本来の意味>

では、律法を守るということの本来の意味は何だったのでしょうか？

イエスの時代、パレスティナ地域に住んでいたユダヤ人たちは割礼を受けることは大切なことであると信じていました。割礼とは、「生まれたばかりの男の赤ちゃんのペニスから包皮の一部を切り取ること」です。たとえば、創世記 17 章では、神の口を通して割礼を受けることの重要性が語られています。ユダヤ民族は、「ユダヤ人であれ、外国人であれ、自

由人であれ、奴隷であれ、割礼を受けることは、神の救いに与っているという、契約の民であるという証拠」だと信じていたのです。

また、歴史的に考えてみると、ユダヤ民族は、自分たちが大切にしてきた神殿を破壊され、他の民族により支配され捕囚の民となるという過酷な歴史を経験しました。国を奪われ、土地を奪われ、財産を奪われ、言葉を、そして命が奪われていくという状況の中で、ユダヤ人は、自分たちが人間らしく生きるために律法を必要としたのです。それは、残酷で過酷な人生においても、それでも、神を信じ、人間としての尊厳を失わず人間らしく生きるためにです。

ユダヤ人にとって、律法を守るということは、本来、感謝の心から自発的に行われる行為でした。「人間が律法を守るから、神が人を救う」のではないのです。その逆で、「救いに値しない私のような罪深い人間をも、愛に満ちた神は救ってくださった」、そのような神の愛への感謝として、そして、神によって示された祝福の内に留まるために、ユダヤ人は大切に律法を守ろうとしたのです。

#### <律法の意味の変質>

しかし、人間は本当に弱い存在だと思います。目に見えるもの、はっきりと手で触ることができ、何度でも確認できるもの以外のものは、すぐに忘れてしまう存在なのです。私たち人間の目には神は見えず、日々の生活の中で神の愛と恵みは実感できません。そうして、律法を守るということの本来の意味が忘れ去られ、転倒した形で記憶されることとなります。律法を守ることは、本来は、「恵みに値しない、この私が救われている」という感謝の思いから自発的になされるべきものだったのですが、時間が過ぎるにつれ、その本来の意味が転倒した形で記憶されることとなります。極端な人はこう考えるようになりました。つまり、「私たちが律法を守り続けているから、神の救いは、私たちに、私たちユダヤ人に、私たちユダヤ人だけに与えられるのだ」、そういう理解へと変質していくのです。

#### <新しい状況、エルサレム使徒会議の結論>

イエスが十字架上で処刑されてから 20 年後、ユダヤ人キリスト者にとって異邦人への伝道という想

定外の新しい状況が表れてきました。そのとき、ユダヤ人キリスト者の中の一部の人たちは、「異邦人も割礼を受けるべきだ」と強硬に主張しました。「自分たちが今まで長い間、大切にしてきたことだから、当然、他の人たちも、それを守るべきだ。それだけではどうしても譲ることはできない」と思ったのです。今日の聖書箇所にある通りです。

また、別の人たちは、そこまで極端な主張はしないにしても、折衷案を出してきます。もう一度、使徒言行録 15 章 19~21 節を読んでみましょう。

それで、わたしはこう判断します。神に立ち帰る異邦人を悩ませてはなりません。ただ、偶像に供えて汚れた肉と、みだらな行いと、絞め殺した動物の肉と、血とを避けるようにと、手紙を書くべきです。モーセの律法は、昔からどの町にも告げ知らせる人がいて、安息日ごとに会堂で読まれているからです。

エルサレム使徒会議では、ペトロの発言によって、「異邦人が救われるためには、割礼を受ける必要はない」ということが、一旦は、公式的に認められました。しかし、それにもかかわらず、最終的には、「異邦人の救いは無条件のものではない」という四つの留保事項が折衷案として付け加えられたのです。つまり、エルサレム使徒会議は、紆余曲折の結果、最終結論として、「救われるために、異邦人は割礼は受けなくても良いが、しかし、四つの点だけは、異邦人もユダヤ人のように行動しなければならない」と決定したのです。ユダヤ人キリスト者は、異邦人キリスト者に、自分たちと同じようになることを強要したのです。

私たちも、日常生活において、自分が長い間、大切にしてきたことを、他の人から否定されるとき、嫌な気持ちになることがあります。「なぜ、私がこれを大事にしているのか？」何時間かけても、反論し、その正当性を主張したくなる場合があります。そのように考えるなら、エルサレム使徒会議の最終結論として四つの折衷案を主張したユダヤ人たちの気持ちも分かるような気がします。しかし、それでも私は、更に、歩みを進めて考えたいと思います。

確かに、四つの事柄は、ユダヤ人が人間らしく生きるためには真実に必要なことだったのだらうと思います。しかし、それら四つの事柄は、本当に、異邦人の救いにとって必要なことだったのでしょ

か？ たとえば、ユダヤ人とギリシャ人は、使う言葉が異なり、食べものが異なり、歴史に対する記憶が異なります。そうだとしたら、人間らしく生きるために必要なものも、ユダヤ人とギリシャ人と違って当然なのではないでしょうか？

ある人が、別の人に、「お前がこの場所で生きていくためには、私たちと同じように行動しなければならない」と強制できるのでしょうか？ 神様はそのようなことを本当に望んでいらっしゃるのでしょうか？ 人間の思いを超えて働く神の御心を知り得ない有限な存在である人間が、別の人の子供の生きる意味や価値を、そして、別の人にとっての真実の意味での救いの形を一方的に決めることはできるのでしょうか？ もし、「できる」と考えるとしたら、それこそが罪深いことではないでしょうか。私は、それが、今日の聖書本文、使徒言行録 15 章に描かれている、エルサレム使徒会議の一つの意味だと思えます。

今日の聖書箇所であるエルサレム使徒会議は、イエスが十字架で殺されてから、20 年経った頃の話です。私たちは、その時代から、約 2000 年後の現代社会を生きています。エルサレム使徒会議に参加した人たちは、彼らなりの結論を出しました。しかし、キリスト教の歴史は彼らの想像を超えた方向へと進んでいきました。2000 年後の今を生きる私たちは、キリスト教が、ユダヤ人よりも、むしろ、異邦人世界へと、形を変えながらも大きく広がっていったことを知っているのです。

### 3.

今日の聖書本文、使徒言行録 15 章の大きなテーマは「福音と律法」です。このテーマはキリスト教の根幹に関わる大切なテーマです。しかし、聖書を注意深く読んでみると「福音と律法」という主旋律・メロディーの裏に、もう一つの主題・副旋律が聞こえてきます。それは、「民族の違い」というテーマです。これは、21 世紀を迎えた日本社会において、極めて現代的なテーマです。

#### <カチン伝道所>

今、日本社会は、この「民族の違い」というテーマに関して、一つの大きな変化に直面しています。

1980 年代後半から 90 年代初頭にかけて、日本

社会は「バブル経済」という好景気に沸きました。未曾有の好景気は、たくさんの労働力を、特に、いわゆる「3K」と言われる仕事に必要としたのです。そこには、バブル景気を背景に外国人労働者の受け入れを望む経済界の意向があったとされています。そして、それに応える形で、法務省は、1990 年に入管法を改正し、日系人の 3 世まで就労可能な法的地位を与えることにしました。これにより、主に、まず、ブラジル、ペルー等の中南米諸国から多く来日していた日系人の入国と就労が容易になり、来日数が増加します。

今年は 2010 年ですが、1990 年の入管法改正から、20 年という時間が経っています。そして統計を見ますと、この 20 年の間に、外国人登録者数は、約 100 万人から約 220 万人へと 2 倍以上になりました。また、日本社会における外国籍住民数の増加だけではなく、同時に、外国籍住民の多国籍化と定住化も指摘されています（移住労働者と連帯する全国ネットワーク 編、『多民族・多文化共生社会のこれから——NGO からの政策提言 <2009 年改訂版>』）。

人が国境を越えて生きるということは大変なことです。慣れ親しんだ生まれ故郷を離れ、言葉が通じず、食べ慣れた食べ物も簡単に手に入れることができない、ましてや、なかなか仕事を得ることもできない、そんな場所で生きていくということです。移住した先の社会では偏見に曝され、ようやく手に入れた仕事で一生懸命働いても、正当な賃金さえ支払われないことが多いのです。そのような環境で生きていくことは、絶え間ないストレスに曝されながら、それでも耐えながら一日一日を生きていくことを意味します。そのような人たちが日本社会に今、増えています。

そして、私たちは、そのような人たちが、早稲田教会のすぐ側にもいることを知っています。カチン伝道所の皆様です。私たちが今、礼拝を捧げている、ここ、スコットホールから、カチン伝道所の皆様は礼拝を捧げるリバティーホールまで、早歩きをすれば、多分、30 秒もかからないでしょう。しかし、この 30 秒の距離には、まるで、目に見えない境界線が引かれてあるかのようです。お互いに、同じ日本社会に生きていながらも、生きている環境があま

りにも違うので、お互いの存在が目に入っていないからです。あまりにも接点がないので、お互い、目に見えない存在になってしまっています。

#### <変化に直面しての選択とは？>

このような大きな変化に直面して、私たちはどのような選択をすることができるのでしょうか？

たとえば、ある人たちは、1月24日、新宿区において、一つのデモ行進を行いました。四谷区民ホールから新宿通を西に向かい、新宿駅東口を越えたところで南下し、新宿中央公園に至るというコースです。彼らは、日本社会が多民族化・多文化化することを望んでいません。彼らは、民主党政権の成立により、永住権を持つ一部の外国人に地方参政権が付与されるかもしれないことに強い危惧を抱いています。「行動する保守」というスローガンを掲げ、例えば、秋葉原や、新大久保、大阪の鶴橋など、外国籍住民が多く暮らしている地域にわざわざ出向いて行き、聞くに堪えない暴言を発しながら、そして時には、物理的な暴力を行使しながら、日本国籍以外の住民への敵対心と排外意識を激しい形で表します。

しかし、また一方で、そのようなあからさまな排外主義に反対する人たちも、確かに、存在します。彼らは、1月24日、同日、新宿駅の周辺でデモ行進を行いました。

このように、一つの大きな変化を目の前にして、様々な反応が起こっています。

#### 4.

私は、在日朝鮮人の三世です。1930年代の後半に祖父が生きる場所を求めて日本に渡って来ました。1945年の日本の敗戦後、朝鮮半島では戦争が起こったこともあり、祖父は自分の生まれた場所ではなく、日本で暮らすことを決断しました。そのようにして、私の父が生まれ、私が生まれ、今、皆様の目の前に立っています。もちろん、私は、日本に住む、外国籍住民の代表ではありませんし、在日朝鮮人全体の気持ちを代弁することももちろんできません。

しかし、それでも、皆様にお伝えしたいし、できれば皆様と分かち合いたいと心から願っていることは、「お互いの民族的なルーツや背景が違っていたとしても、皆さんの命も、そして私の命も、神様が

お造りになった大切な命である」ということです。私はそう信じています。そして、与えられた命を誇りを持っていきたいし、また、自分以外の他の方々の命も大切に尊重したいと心から願っています。

もし、この世界に本当に神が存在するのなら、そして、もし、イエス・キリストが十字架上で殺されたことによって私たちの罪が赦され救われるのなら、「私たちの間にある、民族的な違いであれ、性的な違いであれ、文化的な違いであれ、経済的な違いであれ、その他にどのような違いがあったとしても、私たちは自分らしいありのままの姿で生きることが許されているんだ」。

そのことを、キリスト教の信仰は、私たちに伝えているのではないのでしょうか。

私はそう信じています。

※2010年1月24日、早稲田教会主日礼拝

#### 《付記》

日本社会では、1990年から2010年までの20年で外国籍住民が100万人から220万人に増えました。そして、外国籍住民の数的な増加だけでなく、同時に、多国籍化と定住化の傾向も指摘されています。外キ協では、このような状況を踏まえて、以下のような試みを考えています。

(1)リニューアルされた外キ協のホームページで、毎月一本、「リレー説教(証し)」を公開し、多民族・多文化共生を肯定する草の根の声を繋いでいきます。いつ、あなたのところに原稿のお願いが来るか分かりませんよ！ 原稿依頼が来たら、その時は、どうぞ快くお引き受けください。

(2) 研究グループを作り、新しい状況に対応する神学的な視点を構築し、また、日本社会に住むキリスト者や教会と共有していきたいと考えています。まずは、数人のメンバーで定期的に集まり、グループ内で発題・討論をすることから始めます。いずれ、何らかの形でアウトプットがなされることを願っています。

ご支援・ご協力、よろしく申し上げます。

## <NGOと市民の共同要請>

# 私たちは朝鮮学校を 「高校無償化」制度の対象とすることを求めます

私たちは、多民族・多文化社会の中ですべての子どもたちに学ぶ権利の保障を求めて活動するNGOであり市民です。

新政権のかかげる「高校無償化」制度においては、政権発足当初より各種学校である外国人学校についてもその範囲に含むことが念頭におかれ、昨秋、文部科学省が財務省に提出した概算要求でも朝鮮学校などの外国人学校を含めて試算されていました。

ところが今年2月、法案の国会審議を目前にしたこの時期、新聞各紙では「中井拉致問題担当相が、4月から実施予定の高校無償化に関し、在日朝鮮人の子女が学ぶ朝鮮学校を対象から外すよう川端達夫文部科学相に要請、川端氏ら文科省の政務三役が検討に入った」（2月21日）、「鳩山首相は25日、高校無償化で、中井拉致問題担当相が朝鮮学校を対象から外すよう求めていることについて『ひとつの案だ。そういう方向性になりそうだと思っている』と述べ、除外する方向で最終調整していることを明らかにした」（2月26日）と報道されています。

しかし、日本人拉致問題という外交問題解決の手段として、この問題とはまったく無関係である日本に生まれ育った在日三世・四世の子どもたちの学習権を「人質」にすることは、まったく不合理であり、日本政府による在日コリアンの子どもたちへの差別、いじめです。このようなことは、とうてい許されることではありません。

朝鮮学校排除の理由として「教育内容を確認したい」との説明もなされていますが、これは、『産経新聞』2月23日付けの社説「朝鮮学校無償化排除へ知恵を絞れ」にも見られるように、朝鮮学校排除のために追加された名目にすぎません。

朝鮮学校は地方自治体からの各種学校認可や助成金手続きの際、すでにカリキュラムを提出していることから、「確認したい」との説明はまったく事実と反します。また、日本のほぼすべての大学が朝鮮高級学校卒業生の受験資格を認めており、実際に多くの生徒が国公立・私立大学に現役で進学している事実からも、朝鮮高級学校が、学校教育法第1条が定める日本の高等学校（以下「1条校」という）と比べても遜色ない教育課程を有していることを証明しています。

そもそも、1998年2月と2008年3月の日本弁護士連合会の勧告書が指摘しているとおり、民族的マイノリティがその居住国で自らの文化を継承し言語を同じマイノリティの人びととともに使用する権利は、日本が批准している自由権規約（第27条）や子どもの権利条約（第30条）において保障されています。また、人種差別撤廃条約などの国際条約はもとより、日本国憲法第26条1項（教育を受ける権利）および第14条1項（平等権）の各規定から、朝鮮学校に通う子どもたちに学習権（普通教育を受ける権利、マイノリティが自らの言語と文化を学ぶ権利）が保障されており、朝鮮学校に対して、日本の私立学校あるいは他の外国人学校と比べて差別的な取扱いを行なうことは、そこに学ぶ子どもたちの学習権・平等権の侵害であると言わざるを得ません。

「高校無償化」制度の趣旨は、家庭の状況にかかわらず、すべての高校生が安心して勉学に打ち込める社会を築くこと、そのために家庭の教育費負担を軽減し、子どもの教育の機会均等を確保するところにあるはずです。

朝鮮学校は、戦後直後に、日本の植民地支配下で民族の言葉を奪われた在日コリアンが子どもたちにその言葉を伝えるべく、極貧の生活の中から自力で立ち上げたものです。いま朝鮮学校に通う子どもたちには朝鮮籍のみならず、韓国籍、日本国籍の子どもたちも含まれており、日本の学校では保障できていない、民族の言葉と文化を学ぶ機会を提供しています。

このような朝鮮学校に対して、1条校と区別するだけではなく、他の外国人学校とも区別して、「高校無償化」制度の対象から除外する取扱いは、マイノリティとして民族の言葉・文化を学ぼうとする子どもたちから中等教育の場を奪うものであり、在日コリアンに対する民族差別に他なりません。

去る2月24日、シュネーブで行なわれた国連の人種差別撤廃委員会の日本政府報告書審査では、委員たちから「朝鮮学校は、税制上の扱い、資金供与、その他、不利な状況におかれている」「すべての民族の子どもに教育を保障すべきであり、高校無償化問題で朝鮮学校をはずすなど差別的措置がなされないことを望む」「朝鮮学校だけ対象からはずすことは人権侵害」などの指摘が相次ぎ、朝鮮学校排除が国際社会の基準からすれば人権侵害であることはすでに明らかになっています。

外国籍の子も含めてすべての子どもたちに学習権を保障することは、民主党がめざす教育政策の基本であるはずで、私たちは、朝鮮学校に通う生徒を含めたすべての子どもたちの学習権を等しく保障するよう強く求めます。

2010年3月11日

外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク（代表：田中 宏）

《賛同》外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会ほか 237 団体

## 日本政府報告書を審査した人種差別撤廃委員会の総括所見（抜粋）

- ◆国連の人種差別撤廃委員会は今年2月24～25日、日本政府の第3～6回合同報告書を審査し、その総括所見を3月16日、発表した。
- ◆そこでは、日本における人種差別・人種主義とそれに対する日本政府の対応が厳しく指摘されている。

7. 委員会は、前回の総括所見（2001年）の実施の具体的な測定に関して締約国〔日本〕が提供した情報が不十分であることに留意し、それらの全体的に限定された実施と条約全体の限定された実施を遺憾に思う。

締約国に、委員会が締約国に出したすべての勧告と決定に従い、国内の法規定が条約の効果的实施を促進することを保障するために必要なすべての手段をとるよう奨励する。

8. 憲法第14条を含み、法の前の平等を保障する国および地方の条項が存在することに留意するものの、委員会は、条約第1条の差別の根拠は充分に対象とされていないことを強調する。さらに委員会は、世系に基づく人種差別についての締約国の解釈を遺憾に思う一方で、部落民に対する差別の防止と撤廃のために条約の精神にのっとり締約国がとった諸措置に関する情報に励まされる（第1条）。

委員会は、一般的勧告29において「“世系”に基づく差別は、その他の禁止されている差別の根拠を補完する意味と適用を有しており、社会階層の諸形態およびそれに類似する地位の世襲制度に基づく集団の構成員に対する人権の平等な享有を妨げまたは害する差別を含む」と表明したその立場を維持する。その上で委員会は、条約第1条1項の“世系”という言葉は単に“人種”を指すものではないということ、そして世系を根拠にした差別は条約第1条によって完全に対象とされているということを再確認する。したがって委員会は、締約国に条約に基づいた人種差別の包括的な定義を取り入れるよう促す。

9. 委員会は、国内の反差別法は必要ではないとする締約国の意見に留意し、その結果、個人あるいは団体が差別に対する法的救済を求めることができなくなっていることに懸念する（第2条）。

委員会は、前回の総括所見（2001年）の勧告を繰り返す。そして締約国に対して、条約第1条にしたがって直接および間接的人種差別を禁止し、条約が保護するすべての権利を対象にする特定の法律の採択を検討するよう奨励する。また締約国に対して、人種差別の申し立てを受ける法執行職員は差別の加害者に対処し被害者を保護する適切な専門知識と権限を有していることを保障するよう奨励する。

10. 締約国が報告書作成において非政府系組織（NGO）およびその他の団体と協議や非公式な聴聞を開いたことを、関心をもって留意しつつ、委員会はそうした組織や団体からの情報収集や情報交換の機会が限られていたことを遺憾に思う。

委員会は、日本の非政府系組織（NGO）の人権分野における建設的な貢献と役割に留意し、締約国が次回定期報告書の作成における協議過程にNGOの効果的な参加を保障するよう奨励する。

11. 委員会は、締約国が提供した人口の構成に関する情報に留意しつつも、それらデータは締約国において社会的に弱い立場にある集団の状況の適切な把握と評価を可能にしていなかったことを遺憾に思う。

委員会は、改定された報告作成のためのガイドラインのパラグラフ 10 と 12、条約第 1 条の解釈に関する一般的勧告 8、および外国籍者に対する差別に関する一般的勧告 30 に基づき、締約国に対して、条約第 1 条の定義にある集団の構成と状況を評価するために、関係する個人のプライバシーと匿名性を十分に尊重しながら、任意の自己同定に基づき、社会調査の情報とともに、一般に話されている言語、母語、そしてその他人口の多様性を示す指標の調査を実施することを奨励する。さらに委員会は、締約国に、次回の定期報告書に外国籍者の人口の最新で非集計のデータを提供することを奨励する。

12. パリ原則にしたがった国内人権機関の設置の検討を締約国が行っていることを考慮に入れつつも、委員会は、人権委員会の設置の規定を含んだ人権擁護法案が撤回されたこと、そして、独立した国内人権機関の設置の遅れとそのための具体的な行動および時間枠が全体的に不在していることを遺憾に思う。委員会はまた、包括的で効果的な苦情申し立てメカニズムの欠如に懸念をもって留意する。

委員会は締約国に、人権擁護に関する法案を起草して採択し、法的な苦情申し立てメカニズムを迅速に設置することを奨励する。また、委員会は、広範な人権の責務および現代的形態の差別に取り組む具体的な責務をもち、財政的に裏付けされ適切に人員を備えた独立した人権機関をパリ原則にしたがって設置するよう促す。

13. 締約国が提供した説明に留意しつつも、委員会は条約第 4 条 (a) (b) の留保を懸念する。委員会はまた、朝鮮学校に通う子どもたちなどの集団に向けられる露骨で粗野な発言と行動の相次ぐ事件と、特に部落民に向けられたインターネット上の有害で人種差別的な表現と攻撃に懸念をもって留意する。

委員会は、人種の優越あるいは憎悪に基づく意見の流布の禁止は意見および表現の自由と両立するという見解を繰り返す、そしてこの点において、締約国に、条約第 4 条 (a) (b) の留保の範囲の縮小と望ましくは撤回を前提に、留保の維持の必要性を検討することを奨励する。委員会は、表現の自由の権利の行使は、特別な義務と責任、特に人種差別的な意見を流布しないという拘束を伴うことを想起し、締約国に対して、条項の非自動執行性をかんがみ、第 4 条は義務的性質を有しているとした委員会の一般的勧告 7 と 15 を考慮するよう再び要請する。委員会は締約国に以下を勧告する。(a) 第 4 条のもとでの差別禁止の規定を完全実施するために法律の欠如を矯正すること、(b) 関連する憲法、民法および刑法の規定が、憎悪に満ちた人種主義的発現を対処するさらなる手段を介して、とりわけ関係者を調査して処罰する取り組みを強化することにより、効果的に実施されるように保障すること、(c) 人種主義的意見の流布に対する敏感さと意識を高めるキャンペーンを強化し、インターネット上での憎悪発言と人種主義的宣伝など人種差別が動機とされる違法行為を防ぐこと。

14. 委員会は、締約国が人権教育を公務員に提供するためにとっている諸措置に留意しつつ、公務員〔石原都知事〕による差別的発言が続いていることへの前回の総括所見（2001 年）の懸念を繰り返し、これに関する当局の行政的あるいは法的措置が条約第 4 条 (c) に違反して不在であることを遺憾に思う。さらに、発言を処罰できる名誉毀損、侮辱および脅迫に関する現行の法律は人種差別を特定しておらず、個人に対する損害の場合にのみ適用されることを懸念する(第 4 条 C、6 条)。

委員会は締約国に対して、国家または地方公務員による人種差別を認容または扇動するあらゆる発言を強く非難して反対するよう求める勧告と、政治家や公務員の人権意識を促進する努力を強化するよう求める勧告を繰り返す。また、締約国が人種主義的および排外主義的な発言を直接禁止する法律を制定し、資格のある国内裁判所を通して人種差別に対する効果的保護と救済のアクセスを保障するよう緊急性をもって勧告する。委員会はまた、締約国が将来に向けてそのような事件を防止し、すべての公務員、法執行職員、行政官ならびに一般住民に対して、特に人種差別に関することを含み関連する人権教育を提供するために必要な措置をとるよう

勧告する。

15. 家庭裁判所の調停委員には公的な決定を行う権限がないことに留意し、委員会は、資格を有する非日本国籍者が紛争処理において調停委員として参加できないという事実懸念を表明する。また、公的生活での非日本国籍者の参加に関してデータが提供されていないことに留意する（第5条）。

委員会は、締約国が、調停委員の候補に推薦された資格のある非日本国籍者が家庭裁判所で仕事ができるよう見解を見直すことを勧告する。また、公的生活における非日本国籍者の参加の権利に関する情報を次回報告書にて提供するよう勧告する。

16. 帰化申請者も含め、締約国における外国人居住者の数の増加に関心をもって留意しつつ、委員会は、前回勧告で表明した、個人の名前は文化的および民族的アイデンティティの基本的側面であり尊重されなければならないという意見を繰り返す。この点において、委員会は、帰化のために、申請者が自由な選択の行為というよりも差別のおそれから名前を変えることが続いていることに懸念を表明する。

委員会は、締約国が、帰化をしようとする非日本国籍者のアイデンティティが尊重される方法を作り、公務員や、申請書式および帰化手続きに関する説明書に、申請者が不利益や差別を危惧して日本名と日本の漢字を用いるように駆り立てる言葉を使うことをやめるよう勧告する。

17. 改正「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」（2007年）が国籍にかかわらず被害者に保護を提供し、地方自治体の役割を強化していることに留意しながら、委員会は家庭内および性暴力の女性被害者が直面する苦情申し立てのメカニズムや保護サービスへのアクセスに対する障害を、懸念をもって留意する。出入国管理法の変更（2009年）が、家庭内暴力を受けている外国人女性にとって困難をもたらすことを特に懸念をもって留意する。また、女性に対する暴力事件に関する情報およびデータが欠如していることは遺憾である（第5条）。

委員会は、人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般的勧告 25 に照らして、締約国が特に社会的に弱い立場にいる集団の女性や子どもに関して二重差別の現象に対応するために必要なあらゆる措置をとることを勧告する。また、締約国が暴力被害を含むジェンダーに関連する人種差別を防止する措置に関するデータを収集し、研究を行うとした前回の勧告（2001年）を繰り返す。

20. 委員会は、アイヌ民族が先住民族として認識されたことを歓迎し、象徴的な公共施設の設置に関する作業部会や北海道外のアイヌのおかれた状況についての調査を行うための作業部会など、締約国のなした確約を反映する諸施策に関心とともに留意するが、その一方で、次の点に懸念を表明する。（a）有識者懇談会や各種の協議体におけるアイヌの人びとの参加が不十分なこと、（b）アイヌの人びとの権利の伸長、ならびに北海道におけるその社会的地位の改善についての、いかなる全国調査もなされていないこと、（c）「先住民族の権利に関する国連宣言」の実施に向けて、これまで限られた進展しか見られないこと（第2条、5条）。

委員会は、アイヌ民族の代表との協議の結果を、アイヌの権利に明確に焦点を当てた行動計画を含む政策やプログラムに結実させるべく、アイヌ民族の代表とともにさらに歩みを進めるよう、また、そうした協議へのアイヌ民族の代表者の参加を増大させるよう勧告する。委員会はまた、締約国が、アイヌ民族の代表との協議のもと、「先住民族の権利に関する国連宣言」など国際的な公約を吟味し実施することを目的とする3つ目の作業部会の設置を検討するよう勧告する。委員会は締約国に対し、北海道のアイヌ民族の生活水準に関する全国調査を実施するよう要請するとともに、締約国が委員会の一般的勧告 23 を考慮するよう勧告する。委員会はさらに、締約国が、「独立国の先住民・種族民に関する ILO 第 169 号条約」の批准を検討するよう勧告する。

21. ユネスコが数多くの琉球の言語、そして沖縄の人びとの独自の民族性、歴史、文化、伝統を認知した（2009年）こと

を強調しつつ、委員会は、沖縄の独自性について当然払うべき認識に関する締約国の態度を遺憾に思うとともに、沖縄の人びとが被っている根強い差別に懸念を表明する。委員会はさらに、沖縄への軍事基地の不釣り合いな集中が、住民の経済的・社会的・文化的な権利の享受に否定的な影響を与えているという、現代的形態の人種主義に関する特別報告者の分析をここで繰り返す（第2条、5条）。

委員会は締約国に対し、沖縄の人びとの被っている差別を監視し、彼らの権利を推進し適切な保護措置・保護政策を確立することを目的に、沖縄の人びとの代表と幅広い協議を行うよう奨励する。

22. 委員会は、2言語を話す相談員や7言語で書かれた入学手引など、マイノリティ集団の教育を促進すべく締約国によって払われてきた努力を、感謝とともに留意する。しかし、委員会は、教育制度の中で人種主義を克服するための具体的なプログラムの実施についての情報が欠けていることを遺憾に思う。のみならず、委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす以下のような行為に懸念を表明する。(a) アイヌの子ども、もしくは他の民族集団の子どもが、自らの言語を用いた、または自らの言語についての、指導を受ける機会が十分でないこと、(b) 締約国においては、外国人の子どもには義務教育の原則が、本条約第5条、子どもの権利条約第28条、社会権規約第13条(2)——日本はこれらすべての締約国である——に適合する形で全面的に適用されていないという事実、(c) 学校の認可、同等の教育課程、上級学校への入学にまつわる障害、(d) 外国人のための学校や、締約国に居住する韓国・朝鮮や中国出身者の子孫のための学校が、公的扶助、助成金、税の免除にかかわって、差別的な取り扱いを受けていること、(e) 締約国において現在、公立・私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象にした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきとの提案をしている何人かの政治家の態度（第2条、5条）。

委員会は、市民でない人びとへの差別に関する一般的勧告30に照らし、締約国に対し、教育機会の提供に差別がないようにすること、そして締約国の領土内に居住する子どもが就学および義務教育達成にさいして障害に直面することのないようにするよう勧告する。この点にかかわって、委員会はさらに、締約国が、外国人のための多様な学校制度や、国の公立学校制度の外に設置された代替的な体制の選択に関する調査研究を行うよう勧告する。委員会は締約国に対し、マイノリティ集団が自らの言語を用いた、もしくは自らの言語に関する指導を受ける十分な機会の提供を検討するよう奨励する。そして、「教育における差別を禁止するユネスコ条約」への加入を検討するよう促す。

23. 委員会は、難民の地位決定の過程における進展を評価をもって留意しつつも、一部の報告によると、特定の国からの難民申請者に対して異なる、優先的な基準が適用され、国際的保護を必要とする異なる出身の難民申請者が強制的に危険な状況に送還されたという懸念を繰り返す。また、委員会は、難民申請に関する情報への適切なアクセスや手続きの理解の欠如、言語やコミュニケーション問題および一般の人による難民問題への理解の欠如を含む文化的かい離など、難民自身が認識している問題に関して懸念を表明する（第2条、5条）。

委員会は、締約国が、すべての難民に標準化された難民申請手続と、公的サービスにおける平等な資格を保障するために必要な措置をとることを求める勧告を繰り返す。この関係において、すべての難民申請者がとりわけ十分な生活水準や医療への権利を享有できるよう保障することを勧告する。委員会はまた、締約国が第5条(b)にしたがい、誰であれ、その生命や健康が危険にさらされると思える相当な根拠がある国に強制的に送還されないよう保障することを促す。委員会は、この点において締約国が国連難民高等弁務官に協力を求めるよう勧告する。

24. 委員会は、日本国籍者と非日本国籍者との関係における問題の事例、特に条約第5条(f)に反する、レストラン、公衆浴場、店やホテルなど一般の使用に向けた場所やサービスにアクセスする権利が人種や国籍に基づいて拒否される事例に懸念を表明する（第2条、5条）。

委員会は、締約国が住民全体に向けた教育的活動によってこの一般化された態度に対応し、一般に開放され

ている場所への入場拒否を違法とする国内法を採択するよう勧告する。

25. 委員会は、条約のもとで保護されている諸集団の日本社会に対する寄与について正確なメッセージを伝えるために教科書を改定するという点について、締約国が不十分な措置しかとってきていないことを懸念する（第5条）。

委員会は、締約国が、マイノリティの文化や歴史をもっと反映するように既存の教科書の改定を図るよう、また、締約国がマイノリティの歴史や文化についての書籍その他の出版物——その言語によるものも含む——を奨励するよう勧告する。とりわけ、委員会は締約国に対し、義務教育のなかでアイヌ語および琉球語を用いた教育、そして両言語についての教育を支援するよう奨励する。

26. 人権相談窓口の設置や人権教育や促進など締約国によってとられた人種的偏見をなくすための措置に留意しながら、委員会はメディアに関して、そしてテレビやラジオ番組への人権の取り込みに関して具体的な情報が欠如していることに懸念をもち続ける（第7条）。

委員会は締約国が、人種差別撤廃を目的として、寛容および尊重の教育目的を取り入れながら、日本国籍者および非日本国籍者双方の社会的に弱い立場にある集団に関する問題が、適切にメディアで表現されることを保障する公教育および啓発キャンペーンを強化するよう勧告する。委員会はまた、締約国が、人権教育の向上におけるメディアの役割に特に注意を払い、メディアや報道における人種差別につながる人種的偏見に対する措置を強化することを勧告する。加えて、ジャーナリストやメディア部門で働く人びとに人種差別に関する意識を向上させるための教育および研修を勧告する。

27. 人権の不可分性を念頭におきつつ、委員会は、締約国が「すべての移住労働者およびその家族の権利保護に関する条約」（1990年）、「雇用と職業における差別に関するILO第111号条約」（1958年）、「無国籍者の地位に関する1954年条約」、「無国籍の削減に関する1961年条約」、「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約」（1948年）など、特に人種差別の問題に直接関連する規定をもつ条約をはじめとして、締約国がまだ批准をしていない国際人権諸条約の批准を検討するよう奨励する。

28. ダーバンレビュー会議へのフォローアップに関する委員会の一般的勧告33を踏まえて、委員会は締約国に対して、国内法秩序において条約を履行する際に、2009年4月にジュネーブで開催されたダーバンレビュー会議の成果文書を考慮に入れ、2001年9月に「人種主義、人種差別、外国人嫌悪およびその他の関連する不寛容に反対する世界会議」で採択されたダーバン宣言と行動計画を実施するよう勧告する。委員会は締約国に、ダーバン宣言と行動計画を国内レベルで実施するためにとった行動計画およびその他の措置に関する具体的情報を、次の定期報告書に含めるよう要請する。

29. 委員会は締約国に、個人通報を受理して検討する権限を委員会に認めている条約第14条に規定された任意の宣言を行うことを検討するよう奨励する。

33. 条約第9条1項とその改正手続き規則の規則65にしたがって、委員会は、締約国に、本総括所見の採択から1年以内に、上記12、20、21に含まれている勧告のフォローアップに関する情報を提供するよう要請する。

34. 委員会はまた、勧告19、22、24の重要性について締約国が注意を払うよう望み、締約国がこれら勧告を実施するためにとった具体的措置に関して、次回報告書に詳細な情報を提供するよう要請する。